

宮崎公立大学人文学部専攻長に関する規程

平成26年4月1日
規程第122号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学人文学部専攻長（以下「専攻長」という。）
に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 宮崎公立大学の教育課程等を定める規程第2条別表第1の専門課程
における言語・文化専攻、メディア・コミュニケーション専攻及び国際政治
経済専攻の各専攻に、専攻を取りまとめる職として専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻の教授（教授がいない場合は、准教授）をもって充て
る。

(職務)

第3条 専攻長は、学部長の職務を補佐し、各専攻において次に掲げる職務に
当たる。

- (1) 専攻運営の統括、連絡及び調整
- (2) 専攻運営会議の議長
- (3) 他専攻との連絡、調整
- (4) 専攻の教育、研究、地域貢献及びF D活動に係る連絡、調整
- (5) シラバスチェック
- (6) 専攻に所属する学生の学修指導及び監督
- (7) その他、専攻の運営のために必要な事項

2 専攻運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(選考の時期)

第4条 学部長は、次の各号のいずれかに該当する場合に専攻長候補者（以下
「候補者」という。）の選考を行う。

- (1) 専攻長の任期が満了するとき。
- (2) 専攻長が辞任を申し出たとき。
- (3) 専攻長が欠員となったとき。

2 候補者の選考は、前項第1号に該当する場合においては原則として任期満
了前1月までに、同項第2号又は第3号に該当する場合においては辞任の申
し出があったとき、又は欠員となったときから1月以内に行う。

(候補者の選考及び決定)

第5条 学部長は、候補者を選考し、学長に推薦するものとする。

2 学長は、学部長から推薦があったときは、候補者を専攻長とすることの可
否を決定する。

3 学長は、候補者を専攻長とすることを可とするときは、速やかにその旨を
理事長に申し出る。

4 理事長は、前項の申し出に基づき、専攻長を任命するものとする。

(任期等)

第6条 専攻長の任期は2年とする。但し、専攻長が欠けた場合の後任者の任
期は、前任者の残任期間とする。

2 専攻長は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行後、最初に任命された専攻長は、この規程に基づき選考されたものとみなし、その任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年9月1日から施行する。